



コージェネ導入による 税制優遇のご案内

〈産業競争力強化法〉生産性向上設備投資促進税制

生産性向上設備等に該当する
コージェネレーション(熱電併給)機器を取得した場合、
「即時償却」または「税額控除」が受けられます。
補助金との併用も可能な活用しやすい制度です。



即時償却

または

税額控除(5~10%)

平成26年1月20日
~平成28年3月末日まで

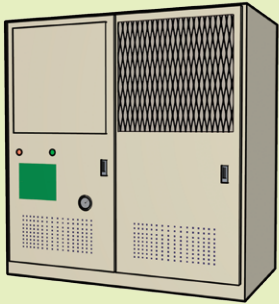
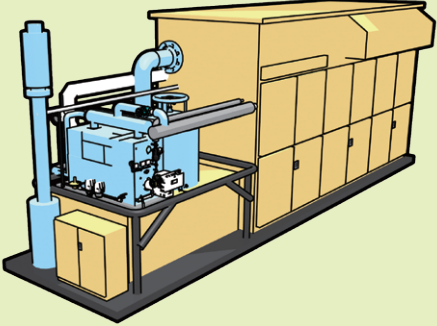
特別償却(50%)

または

税額控除(4~10%)

平成28年4月1日
~平成29年3月末日まで

例えば…

対象企業	中小企業 資本金3000万円以下	大企業
導入コージェネ	25kW × 2台 	8,000kWクラス × 2台 
イニシャル ^{※1} (工事費込み)	2,700万円	27億円
優遇措置	税額控除・選択時 10% ^{※3}	税額控除・選択時 5%
税額控除 ^{※2}	270万円	1.35億円

※1 設置条件や業種などにより、異なります。計上範囲等の個別具体的な判断は、お客様の経理担当者や、税理士の方へご確認ください。

補助金を受領し、圧縮記帳を行った場合は、圧縮後原価が優遇措置の対象となります。

※2 当期の法人税額の20%が上限。実際の税計算では諸条件により変動しますので、あくまで目安とお考えください。

※3 「中小企業者等」に該当する場合は、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を選択できます。



コージェネも対象です

対象設備は「A:先端設備」と「B:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」があり、コージェネレーションは「A:先端設備」に分類され、一定の要件^{*注}を満たすものが対象です。また、本制度は「補助金との併用も可能」です。

^{*注} 「一定の要件」に関しては、10～11ページの表をご参照ください。

生産性向上設備投資促進税制とは

(10～11ページの表参照)

生産性向上設備投資促進税制は、青色申告をしている法人または個人事業主が産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして国内にある当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度(または平成26年4月1日を含む事業年度)において、特別償却または税額控除を認めるものです。なお、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日までの期間内に、取得等をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、特別償却または税額控除の上乗せ措置があります。

コージェネ財団が証明書発行団体です!

先端設備の要件確認スキームは下図のとおりです。熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション)の証明書発行はコージェネ財団(図中の「工業会等」に該当)が実施します。詳しくは、コージェネ財団ホームページをご覧ください。

コージェネ財団ホームページ:

➤ <http://www.ace.or.jp/>

簡単な手続きで
税制優遇を
受けられます!

先端設備の要件確認スキーム

〈工業会等の確認内容〉

- ・最新モデル要件を満たしていることの確認
- ・生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていることの確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

経済産業省

定期的に
証明書発行状況を
報告

① 証明書の発行依頼

②

設備の確認・証明書発行依頼
(性能要件等の分かる資料を添付)

設備ユーザー

設備メーカー等^{※1}

工業会等^{※2}

⑤

税務申告の際、
確定申告書等に証明書を
添付することが可能

④

証明書の転送 設備の取得等

③

証明書発行

所轄の税務署

設備の種類、用途、
または細目毎に
業界団体を指定

※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、11ページに記載の経済産業省ホームページにて確認。

生産性向上設備投資促進税制概要

所 管	経済産業省
概 要	生産性向上設備投資促進税制とは、事業者の生産性向上につながる質の高い設備投資を重点的に支援する制度です。生産性向上設備を直接購入し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に減価償却資産の特別償却または税額控除ができます。
減税対象事業者	青色申告をしている法人・個人事業主
対 象 設 備	1. 当財団が生産性向上の証明を行う対象設備： 熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション)とします。なお、常用防災兼用発電設備認証品についての生産性向上の証明は、「一般社団法人日本内燃力発電設備協会」が実施します。
	2. 対象設備の要件： 「A：先端設備」と「B：生産ラインやオペレーション の改善に資する設備」があり、先端設備の場合、以下の要件を全て満たすものです(コージェネレーションは、先端設備に分類されます)。 ①最新モデル(一定期間内【機械装置：10年以内、建物および建物付属設備14年以内】に販売が開始されたもので最も新しいモデル) ②生産性[*]向上(年平均1%以上)(※「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等) ③最低取得価額以上(「機械装置」の場合、単品160万円以上) 当財団が担当するコージェネレーションの場合、②の「生産性」は、「発電設備のエネルギー効率について、新モデルの旧モデルに対する発電効率または総合効率が平均1%/年以上向上している」ことを基本とします。これ以外の指標で生産性向上を証明される場合は、設備メーカーへご相談ください。
優 遇 措 置	1. 平成26年1月20日から平成28年3月31日まで： 即時償却(取得価格の100%全額償却)または税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)のいずれかを選択(中小企業は上乗せ措置あり)。
	2. 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで： 特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)または税額控除(4%。ただし、建物・構築物は2%)のいずれかを選択(中小企業は上乗せ措置あり)。
	*ただし、税額控除における税額控除額は当期の法人税額の20%が上限。 *ただし、生産等設備(事業の用に直接供される減価償却資産)のみが対象であり、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等(いわゆるバックオフィス)は対象外。



コージェネ導入による 税制優遇のご案内

適 用 期 間	平成26年1月20日から平成29年3月31日まで (即時償却は平成28年3月31日まで)
申 請 方 法	1. コージェネレーションを導入するユーザーからの依頼に基づいて、設備メーカー等（申請者）が当財団へ「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書（以下証明書という）」の発行を申請し、当財団はこれを審査の上設備メーカー等へ証明書を発行し、設備メーカー等からユーザーへ転送します。 2. 申請者は、証明書（様式1）およびチェックリスト（様式2）に必要事項を記入の上、証明者欄に押印し、 ① 証明書（様式1）およびチェックリスト（様式2）（各1通）、 ② 当該設備の図面のコピー（1通）、 また必要に応じて ③ チェックリストの記載内容を証明する資料 を、 返信先住所宛名を記入して切手を貼付した定形封筒を添えて、当財団に郵送してください。 なお、②の図面はコージェネレーションの要件である「エンジンまたはタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラーまたは廃熱吸収式冷温水器を同時に設置することの当否」が分かる図面としてください。 3. 当財団は、申請者による生産性向上設備（コージェネレーション）に関する機種仕様・発売時期等の証明内容を点検した上で押印して申請者に返信いたします。証明書押印・返信にあたっては、設備メーカーが会員企業の場合は手数料無料とし、非会員企業の場合は10,000円（税別）／件の手数料を申し受けます。 4. 申請者は、生産性向上設備（コージェネレーション）のユーザーに証明書を送付し、ユーザーは税務申告の際、確定申告等に証明書を添付することができます。
リ ン ク	生産性向上設備投資促進税制（経済産業省） http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html



**コージェネ導入のチャンスです！
ぜひ、お問い合わせください！**